

(19)日本国特許庁(JP)

## (12)特許公報(B2)

(11)特許番号  
特許第7526864号  
(P7526864)

(45)発行日 令和6年8月1日(2024.8.1)

(24)登録日 令和6年7月24日(2024.7.24)

(51)国際特許分類	F I
A 4 7 B 88/994 (2017.01)	A 4 7 B 88/994
A 4 7 B 88/975 (2017.01)	A 4 7 B 88/975

請求項の数 3 (全9頁)

(21)出願番号	特願2023-132517(P2023-132517)	(73)特許権者	500560129 株式会社ニトリホールディングス 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番 39号
(22)出願日	令和5年8月16日(2023.8.16)	(74)代理人	110002952 弁理士法人鷲田国際特許事務所
(62)分割の表示	特願2019-130096(P2019-130096) )の分割	(72)発明者	工藤 隆 東京都北区神谷3丁目6番20号 株式 会社ニトリ東京本部内
原出願日	令和1年7月12日(2019.7.12)	審査官	神尾 寧
(65)公開番号	特開2023-144053(P2023-144053 A)		
(43)公開日	令和5年10月6日(2023.10.6)		
審査請求日	令和5年9月12日(2023.9.12)		
特許法第30条第2項適用 (1)ニトリ店舗 販売日 平成30年11月8日 (2)ウェブサイトの掲載アドレ ス <a href="https://www.nitori-net.jp/store/ja/ec/8920337?ptr=item">https://www.nitori-net.jp/store/ja/ec/8920337?ptr=item</a> 掲載日 平成30年11月16日 (3)テレ ビCM 放送日 平成30年12月3日 (4)新聞折り込 最終頁に続く			最終頁に続く

(54)【発明の名称】 引出し用整理トレー

## (57)【特許請求の範囲】

## 【請求項1】

外形が平面視において略正方形状であり、かつ、底板及び側壁により囲まれた収容部が仕切板によって90°回転非対称に区画されている本体トレーと、略矩形状の底板上において三方を側壁により囲み、開放部分によって前記本体トレーの各辺にスライドして係合可能であり、前記本体トレーとの間にスライド位置に応じた大きさの収容部を形成する、スライドトレーと、  
を備える引出し用整理トレー。

## 【請求項2】

前記スライドトレーは、第1及び第2のスライドトレーの一对を有し、  
前記第1及び第2のスライドトレーのスライド方向の奥行寸法の合計は、前記本体トレーの一辺の寸法に略等しい、  
請求項1に記載の引き出し用整理トレー。

## 【請求項3】

前記本体トレーの収容部は、180°回転非対称に区画されている、  
請求項1又は2に記載の引き出し用整理トレー。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、例えば台所などの引出しに入れて用いられる引出し用整理トレーに関する。

10

20

## 【背景技術】

## 【0002】

従来、引出し用整理トレー（以下、単に「整理トレー」と呼ぶこともある）として、特許文献1に記載されたものがある。特許文献1に記載された整理トレーは、本体トレーと、当該本体トレーにスライド可能に係合されるスライドトレー（可動トレー）と、を有し、スライドトレーのスライド位置を調整することにより、整理トレー内での区画及び整理トレーの外形サイズを変更することができるようになっている。これにより、整理トレー内に収容しようとする小物に応じて区画を変更でき、また、整理トレーを収容しようとする引出しのサイズに応じて外形サイズを変更できるので、非常に便利である。

## 【0003】

この種の整理トレーは、特許文献1に記載されたもの以外にも、様々な構成のものが製造され、家庭に広く普及している。

## 【先行技術文献】

## 【特許文献】

## 【0004】

【文献】実用新案登録第3212060号公報

## 【発明の概要】

## 【発明が解決しようとする課題】

## 【0005】

ところで、この種の整理トレーを台所の引出しに収容して用いる場合には、特に以下の性能が求められる。

(1) 衛生上、埃が溜まりにくいこと

(2) 引出しの開閉が頻繁に行われるので、スライドトレーのスライド位置が引出しの開閉によってずれにくいこと

(3) スライド位置の調整が容易かつスライド位置の自由度が高いこと

## 【0006】

しかしながら、上記(1) - (3)の性能を満たす整理トレーの構成については、十分な検討がなされていなかった。例えば、特許文献1の整理トレーでは、凹部と凸部の嵌合によってスライド位置の調整を行うため、凹凸部に埃が溜まり易かつスライド位置の自由度が低いなどの点で要求を十分に満たしているとは言えない。

## 【0007】

本発明は、以上の点を考慮してなされたものであり、埃が溜まりにくく、スライド位置がずれにくく、かつ、スライド位置の調整が容易かつスライド位置の自由度が高い、引出し用整理トレーを提供する。

## 【課題を解決するための手段】

## 【0008】

本発明の引出し用整理トレーの一つの態様は、  
 本体トレーと、  
 前記本体トレーにスライド可能に係合されるスライドトレーと、  
 前記本体トレーの底板の下面又は前記スライドトレーの底板の上面に設けられており、  
 前記本体トレー又は前記スライドトレーよりも滑り抵抗が大きい第1の滑り抑制材と、  
 前記スライドトレーの底板の下面に設けられており、前記スライドトレーよりも滑り抵抗が大きい第2の滑り抑制材と、  
 を具備する。

## 【発明の効果】

## 【0009】

本発明によれば、第1及び第2の滑り抑制材によってスライド位置が維持されるので、埃が溜まりにくく、スライド位置がずれにくく、かつ、スライド位置の調整が容易かつスライド位置の自由度が高い、引出し用整理トレーを実現できる。

## 【図面の簡単な説明】

10

20

30

40

50

## 【 0 0 1 0 】

【 図 1 】 実施の形態に係る引出し用整理トレーの分解斜視図

【 図 2 】 引出し用整理トレーの斜視図

【 図 3 】 本体トレーに対するスライドトレーの取付け方向を変えた例を示す斜視図

【 図 4 】 スライドトレーをスライド方向と垂直な面で切った断面図

【 図 5 】 本体トレーを下方向から見た平面図

【 図 6 】 スライドトレーを下方向から見た平面図

【 図 7 】 他の実施の形態によるシリコンシールの貼着位置を示す斜視図

【 発明を実施するための形態 】

## 【 0 0 1 1 】

以下、本発明の実施の形態を、図面を参照して説明する。

## 【 0 0 1 2 】

図 1 及び図 2 は、本発明の実施の形態に係る引出し用整理トレー 1 0 0 (以下、単に「整理トレー 1 0 0」と呼ぶ)の全体構成を示す斜視図である。図 1 は、本体トレー 1 1 0 からスライドトレー 1 2 0、1 3 0 を取り外した状態を示す分解斜視図であり、図 2 は、本体トレー 1 1 0 にスライドトレー 1 2 0、1 3 0 を取り付けた状態を示す斜視図である。

## 【 0 0 1 3 】

本体トレー 1 1 0 及びスライドトレー 1 2 0、1 3 0 は、ポリエチレンテレフタラートを用いて形成されている。ただし、本体トレー 1 1 0 及びスライドトレー 1 2 0、1 3 0 の材料は必ずしもこれに限らず、他の樹脂や、防錆処理を施した金属などを用いて形成してもよい。

## 【 0 0 1 4 】

本体トレー 1 1 0 は、平面視において、正方形形状である。正方形の一辺は例えば 2 5 ~ 2 8 c m である。本体トレー 1 1 0 の収容部は仕切板 1 1 1 によって区画されている。図の例の場合、収容部は仕切板によって 3 つの収容部 1 1 2 a、1 1 2 b、1 1 2 c に区画されている。各収容部 1 1 2 a、1 1 2 b、1 1 2 c の幅は異なる。最も幅が狭い収容部 1 1 2 a は、例えば箸などを収容するのに適している。最も幅が広い収容部 1 1 2 c は、例えばしゃもじなどを収容するのに適している。幅が中間の収容部 1 1 2 b は、例えばスプーンやフォークなどを収容するのに適している。

## 【 0 0 1 5 】

収容部 1 1 2 a を形成する両側壁の上部には切欠 1 1 3 が形成されている。これにより、箸などの本体トレー 1 1 0 の一辺の長さよりも長い箸を、切欠 1 1 3 に載せるようにして収容することができる。

## 【 0 0 1 6 】

スライドトレー 1 2 0、1 3 0 は、図 2 に示したように、本体トレー 1 1 0 にスライド自在に取り付けられる。本体トレー 1 1 0 にスライドトレー 1 2 0、1 3 0 が取り付けられると、スライドトレー 1 2 0、1 3 0 の側壁と本体トレー 1 1 0 の側壁とに区画されて、収容部 1 2 0 a、1 3 0 a が形成される。収容部 1 2 0 a、1 3 0 a の大きさは、スライドトレー 1 2 0、1 3 0 のスライド位置により変化する。

## 【 0 0 1 7 】

なお、本実施の形態の場合、本体トレー 1 1 0 は、正方形とされているので、スライドトレー 1 2 0、1 3 0 を、図 3 に示したように、図 1 とは別の方向から本体トレー 1 1 0 にスライド自在に取り付けることができるようになっている。つまり、スライドトレー 1 2 0、1 3 0 は、平面視において、本体トレー 1 1 0 の 4 つの辺のうちの互いに対向する第 1 及び第 2 の辺にスライド可能に係合できるとともに、本体トレー 1 1 0 の 4 つの辺のうちの互いに対向する第 3 及び第 4 の辺にスライド可能に係合できるようになっている。

## 【 0 0 1 8 】

図 4 は、スライドトレー 1 2 0 (1 3 0) をスライド方向と垂直な面で切った断面図である。スライドトレー 1 2 0 (1 3 0) の上端部には断面 L 字状の係止部 1 2 1 (1 3 1) が形成されている。これにより、本体トレー 1 1 0 は、スライドトレー 1 2 0 (1 3 0)

10

20

30

40

50

)の底板の上面と係止部121(131)の間にスライド可能に挟持される。この結果、スライドトレイ120(130)は、上下方向の移動が規制されつつ、スライド方向に移動可能となっている。

【0019】

図5は、本体トレイ110を下方向(裏面方向)から見た平面図である。本体トレイ110の底板の下面には、第1の滑り抑制材としてのシリコンシール200が貼着されている。シリコンシール200は、本体トレイ110の4つの角部近傍に設けられている。

【0020】

図6は、スライドトレイ120、130を下方向(裏面方向)から見た平面図である。スライドトレイ120、130の底板の下面には、第2の滑り抑制材としてのシリコンシール300が貼着されている。シリコンシール300は、スライドトレイ120、130それぞれの2つの角部近傍に設けられている。

10

【0021】

ユーザーは、引出しのサイズや、収容しようとする小物のサイズに応じて、スライドトレイ120、130のスライド位置を調整する。調整後のスライドトレイ120、130のスライド位置は、第1の滑り抑制材としてのシリコンシール200の摩擦力により維持される。さらに、調整後のスライドトレイ120、130のスライド位置は、第2の滑り抑制材としてのシリコンシール300の摩擦力により維持される。

【0022】

ここで、本体トレイ110とスライドトレイ120、130は、上下方向に若干隙間が存在するように係合されており、これにより、ユーザーは本体トレイ110に対して容易にスライドトレイ120、130をスライドさせることができる。

20

【0023】

スライド位置の調整後に整理トレイ100が引出し内に置かれると、本体トレイ110の自重により、本体トレイの底板の下面と、スライドトレイ120、130の底板の上面との間の垂直抗力が高まり、その結果、シリコンシール200の摩擦力が高まることで、本体トレイ110に対してスライドトレイ120、130が動きにくくなる。

【0024】

さらに、スライド位置の調整後に整理トレイ100が引出し内に置かれると、本体トレイ110及びスライドトレイ120、130の自重により、スライドトレイ120、130の底板の下面と、引出しの底板の上面との間の垂直抗力が高まり、その結果、シリコンシール300の摩擦力が高まることで、引出しに対して整理トレイ100が動きにくくなる。また、シリコンシール300の摩擦力が高まると、本体トレイ110に対してスライドトレイ120、130が益々動きにくくなる。

30

【0025】

つまり、調整後のスライドトレイ120、130のスライド位置は、シリコンシール200とシリコンシール300との協働により、強く維持される。さらに、引出しに対する整理トレイ100の移動は、シリコンシール300により抑制される。

【0026】

以上説明したように、本実施の形態によれば、本体トレイ110の底板の下面に本体トレイ110よりも滑り抵抗が大きい第1の滑り抑制材(シリコンシール200)を設けるとともに、スライドトレイ120、130の底板の下面にスライドトレイ120、130よりも滑り抵抗が大きい第2の滑り抑制材(シリコンシール300)を設けたことにより、埃が溜まりにくく、スライド位置がずれにくく、かつ、スライド位置の調整が容易かつスライド位置の自由度が高い、整理トレイ100を実現できる。

40

【0027】

つまり、引用文献1のように凹凸によりスライド位置の調整やスライド位置の維持を行う構成と比較して、埃が溜まりにくい。加えて、表面に凹凸が少ないので、掃除が楽であり、美観的にも優れている。また、上述したように、第1の滑り抑制材(シリコンシール200)と第2の滑り抑制材(シリコンシール300)との協働により、スライド位置が

50

強く維持されるので、頻繁に引出しを開閉してもスライド位置のズレを抑制できる。さらに、引用文献1のように凹凸によりスライド位置の調整を行う場合と比較して、無段階のスライド調整ができるので、スライド位置の自由度が高い。

【0028】

なお上述の実施の形態では、第1の滑り抑制材(シリコンシール200)を平面視において本体トレイ110の4つの角部近傍に設け(図5参照)、第2の滑り抑制材(シリコンシール300)を平面視において第1及び第2のスライドトレイ120、130それぞれの2つの角部近傍に設けた(図6参照)場合について述べたが、第1及び第2の滑り抑制材の配設位置はこれに限らない。

【0029】

第1の滑り抑制材は、要は、本体トレイ110の底板の下面の領域のうち、スライドトレイ120、130のほぼ全てのスライド位置でスライドトレイ120、130の底板の上面に当接する領域に設ければよい。また、第2の滑り抑制材は、要は、スライドトレイ120、130の底板の下面の領域のうち、スライドトレイ120、130を安定的に引出し内に定置できる領域に設ければよい。

【0030】

ここで、第1の滑り抑制材を本体トレイ110の底板の下面の全領域に設けるようにしてもよい。ただし、このようにすると、本体トレイ110とスライドトレイ120、130との間の摩擦が大きくなり過ぎてスライド位置の調整がし難くなるばかりか、掃除もし難くなるので、上述の実施の形態のように、第1の滑り抑制材は本体トレイ110の底板の下面の一部の領域にのみ設けることがより好ましい。同様に、第2の滑り抑制材をスライドトレイ120、130の底板の下面の全領域に設けるようにしてもよい。ただし、このようにすると、掃除がし難くなるので、上述の実施の形態のように、第2の滑り抑制材はスライドトレイ120、130の底板の下面の一部の領域にのみ設けることがより好ましい。

【0031】

また、上述の実施の形態では、第1の滑り抑制材(シリコンシール200)を本体トレイ110の底板の下面に設けた場合について述べたが、図7に示したように、第1の滑り抑制材(シリコンシール200)をスライドトレイ120、130の底板の上面に設けてもよい。この場合、第1の滑り抑制材は、スライドトレイ120、130の底板の上面の領域のうち、スライドトレイ120、130のほぼ全てのスライド位置で本体トレイ110の底板の下面に当接する領域に設ければよい。図7の例では、第1の滑り抑制材(シリコンシール200)は、本体トレイ100が進入する開口部の近傍に設けられている。

【0032】

また、上述の実施の形態では、第1及び第2の滑り抑制材としてシリコンシール200、300を用いた場合について述べたが、第1及び第2の滑り抑制材はシリコンシール200、300に限らず、要は、本体トレイ110、スライドトレイ120、130の本体を形成している材料よりも摩擦係数の高い材料であればよい。勿論、第1及び第2の滑り抑制材は、シールに限らず、例えば本体トレイ110、スライドトレイ120、130の一部に本体トレイ110、スライドトレイ120、130と一体的に形成されていてもよい。

【0033】

さらに、上述の実施の形態では、本体トレイ110と、2つのスライドトレイ120、130と、によって整理トレイ100を構成する場合について述べたが、本発明はこれに限らず、本体トレイと、1つのスライドトレイと、によって整理トレイを構成するようにしてもよい。この場合も上述したのと同様に、第1の滑り抑制材を本体トレイの底板の下面又はスライドトレイの底板の上面に設ければよい。ただし、引出しの底板の上面と整理トレイの底板の下面との間の摩擦を高めるための第2の滑り抑制材は、スライドトレイの底板の下面に加えて、本体トレイの下面にも設けることが好ましい。第2の滑り抑制材は、本体トレイとスライドトレイとをスライド可能に係合したときに、少なくとも下側に位

10

20

30

40

50

置するトレーに設けるようにする。

【 0 0 3 4 】

上述の実施の形態は、本発明を実施するにあたっての具体化の一例を示したものに過ぎず、これらによって本発明の技術的範囲が限定的に解釈されてはならないものである。すなわち、本発明はその要旨、またはその主要な特徴から逸脱することの無い範囲で、様々な形で実施することができる。

【産業上の利用可能性】

【 0 0 3 5 】

本発明は、埃が溜まりにくく、スライド位置がずれにくく、かつ、スライド位置の調整が容易かつスライド位置の自由度が高いといった効果を有し、例えば台所の引出し用整理トレーとして有用である。

10

【符号の説明】

【 0 0 3 6 】

1 0 0 引出し用整理トレー

1 1 0 本体トレー

1 1 1 仕切板

1 1 2 a、1 1 2 b、1 1 2 c、1 2 0 a、1 3 0 a 収容部

1 1 3 切欠

1 2 0、1 3 0 スライドトレー

1 2 1、1 3 1 係止部

20

2 0 0、3 0 0 シリコンシール

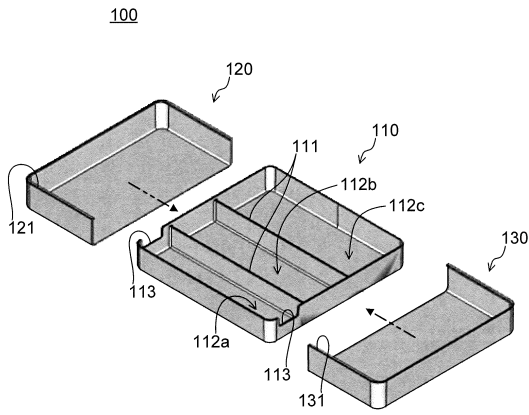
30

40

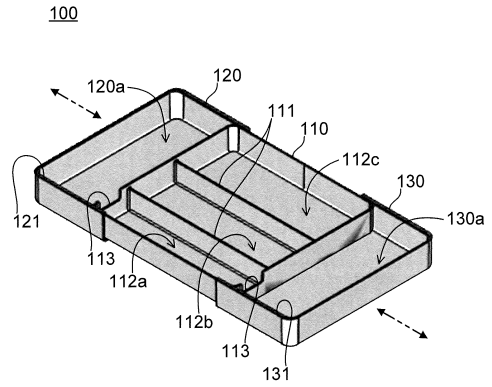
50

【図面】

【図 1】



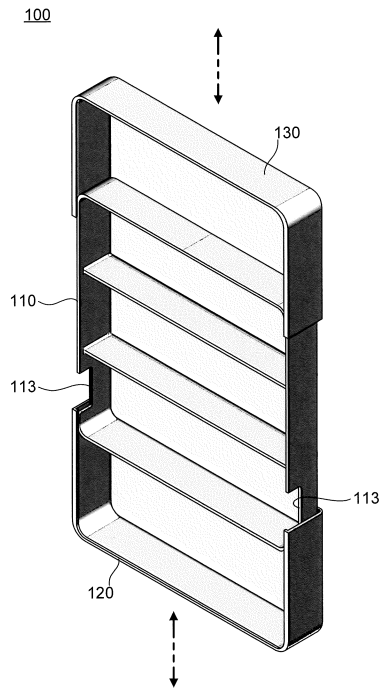
【図 2】



10

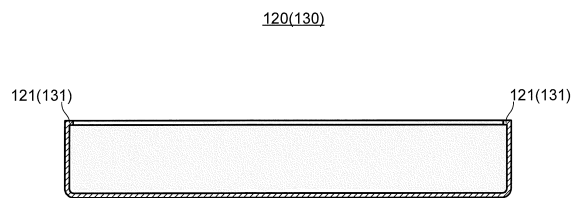
20

【図 3】



30

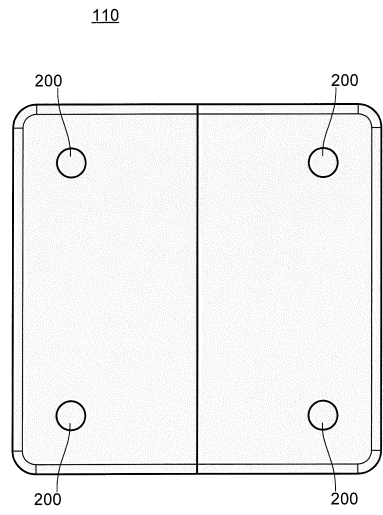
【図 4】



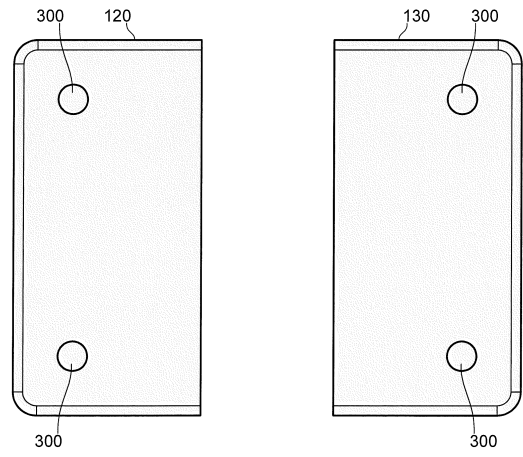
40

50

【 図 5 】



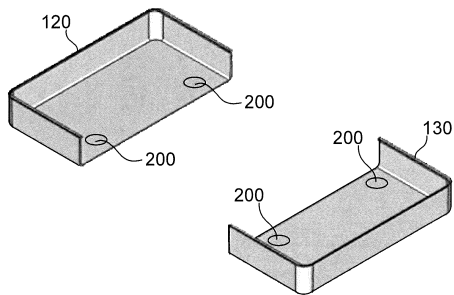
【 図 6 】



10

20

【 図 7 】



30

40

50

## フロントページの続き

みチラシ 頒布日 平成30年12月7日

- (56)参考文献 登録実用新案第3212060(JP,U)  
登録実用新案第3199697(JP,U)  
特開平10-147336(JP,A)  
実開平6-59216(JP,U)  
米国特許出願公開第2011/0084584(US,A1)  
米国特許第06467622(US,B1)  
米国特許第05738425(US,A)  
独国特許出願公開第102006019651(DE,A1)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)  
A47B 88/994  
A47B 88/975